

お知らせ

まちのデータ

(令和2年(2020年)3月末日現在)

人口 2万6,252人	交通事故発生件数 (3月中、物損含む)
男 1万2,414人	有田川町 48件
女 1万3,838人	死者0人 負傷6人
1万622世帯	湯浅警察署調べ

お問い合わせ
電話番号



吉備庁舎 }
金屋庁舎 } 52-2111
清水行政局 }

城山 23-0001
粟生 22-0351
五郷 22-0254
安出 26-0001
水出 52-5356
A L E C (アレック) 52-4730

環境セック 52-5384
プラスチ ック 52-7855
休日急患 52-4882
有田 田 52-3055
子育て支 52-5474
援センター { 090-7966-1697
有田川町少 52-8744
年センター

相談

5月の行政相談

● 5月20日(水)
きび保健福祉センター 13時30分
～16時

問 総務課

空き家なんでも相談会 相続や処分、管理方法などの無料相談

「売りたい」「活用したい」「どうやって管理しよう」など、空き家に関する、なんでも相談会を行政職員と専門家が無料で行います。

● 日時 / 5月26日(火) 13時30分～16時(完全予約制)

● 場所 / 有田振興局(湯浅町湯浅2355・1)

● 申し込み / ①氏名 ②連絡先 ③相談内容——を電話・ファクス(64・1268)・窓口のいずれかでご連絡ください。

※登記事項証明書や戸籍関係など、持参できる資料があれば相談がスムーズです。

問 有田振興局建設部建築グループ

☎ 64・1209

住まい

不良空き家の除却にかかる補助金制度

住宅などの空き家で、倒壊などの恐れのある危険な建物を解体する所有者などに対し、撤去費用の一部を補助する制度です。

● 申請できる人

- ・ 空き家の所有者
- ・ 空き家の所有者の相続人
- ・ 空き家の所有者の同意が得られている土地所有者

● 補助対象となる空き家 / 町内にある個人所有の住宅で、町から不良空き家の認定を受けたもの(延べ床面積の半分以上を住居として使用していたもの)

※事前に不良空き家の認定を受ける必要があります。町が実施する住宅の不良判定で、評点が基準以上となる空き家が認定されます。

※同一敷地内に居住者がいない土地であることなど、条件があります。

● 補助金の額 / 除却費用の3分の2(上限50万円)

● 募集予定戸数 / 20戸程度(予算に達し次第締め切ります)

● 申請受付開始日 / 5月11日(月)

問 建設課(吉備庁舎)

合併処理浄化槽 設置費補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。

● 補助対象区域 / 公共下水道事業計画区域と農業集落排水整備地区を除く区域

● 申請受付期間 / 11月13日(金)まで

※必ず浄化槽の設置工事に着手する前に申請してください。

※予算の範囲内で補助金を交付します。予算がなくなり次第受け付け終了となります。

● 補助金の上限額

- ・ 5人槽 / 43万2000円
- ・ 7人槽 / 53万8000円
- ・ 8人槽以上 / 71万2000円

● 補助金受給要件

・ 有田川町に住民登録されていること
と、または工事完了後に居住する方であること

・ 個人住宅であること(店舗併用住宅は条件により含む)

・ 令和3年(2021年)3月31日までに設置工事を完了し、補助金に係る必要書類を提出できること
・ 各町税を完納していること

問 下水道課